

工事許可申請等への臨み方

～シンプルイズベスト～

はじめに ～法的背景～

- ① 申請・届出等の義務 ～工事等実施に関する法規定～
- ② 適用海域 ～港則法適用港と申請先～
(付録) 港則法・海上交通安全法適用海域における手続き
- ③ 申請書等書式と着目点 ～審査に必要とする事柄～
(付録) 記載例 (深浅測量)
- ④ 審査のポイント ～注目すべき点(内容)～
(付録) 申請書等を支える5つの要素

(参考)

- 工事と作業
- 事前協議の意義
- 審査基準と標準処理期間 ～行政手続法～



海は皆が自由に利用できる場所



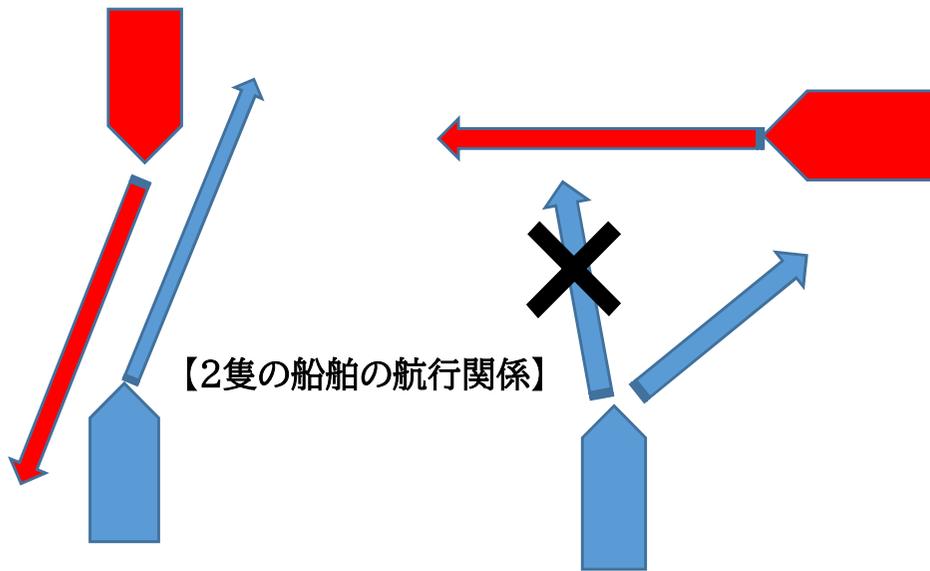
小学校のグラウンドのようなもの

さまざまな体格、能力、活動種類などが混在

⇒「ぶつかる」可能性が高く「トラブル」が起こりやすい

⇒ 利用するにあたって一定のルール(約束ごと)が必要

【海上衝突予防法の代表的な交通ルール】



【2隻の船舶の航行関係】

【航行上の優先関係】

動力船 ← 帆船 ← 漁撈従事船 ← 運転不自由船
操縦性能制限船

主：海上衝突予防法

副：港則法・海上交通安全法

船舶の往来が激しい



特別な交通方法に依存
危険物の取扱いを制限

工事・作業等を規制

etc



「物」や「作業船」の存在は、交通流を乱したり、
さらに混雑する結果を招く

港則法第1条（法律の目的）

この法律は、**港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図る**ことを目的とする。

第31条第1項

特定港内又は特定港の境界附近で**工事又は作業をしようとする者は**、港長の許可を受けなければならない。

特定港以外の港則法適用港についても準用される。（第45条）

海上交通安全法第1条（法律の目的）

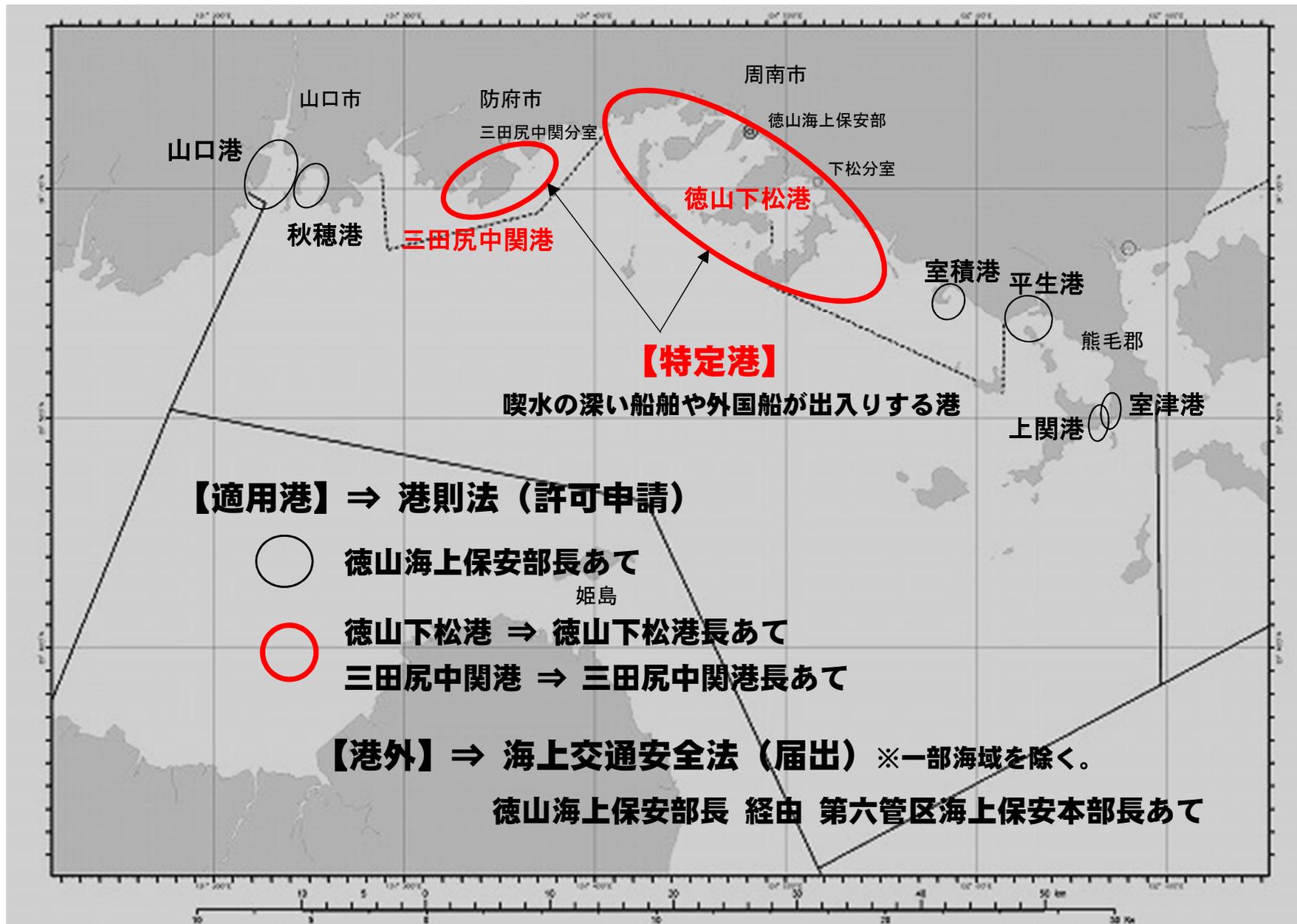
この法律は、**船舶交通がふくそうする海域**における船舶交通について、特別の交通方法を定めるとともに、その危険を防止するための規制を行うことにより、**船舶交通の安全を図る**ことを目的とする。

第40条第1項『法定航路及びその周辺海域』

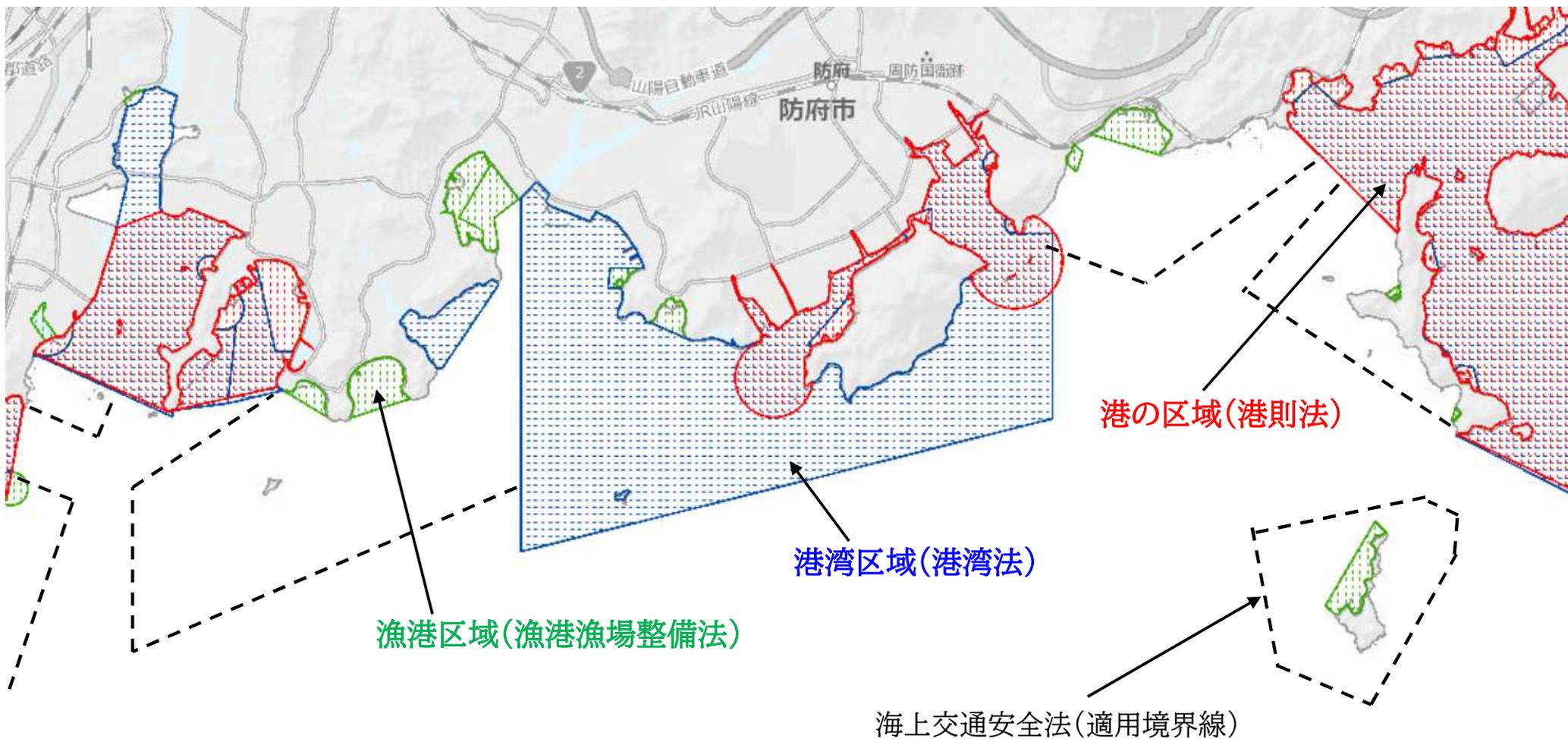
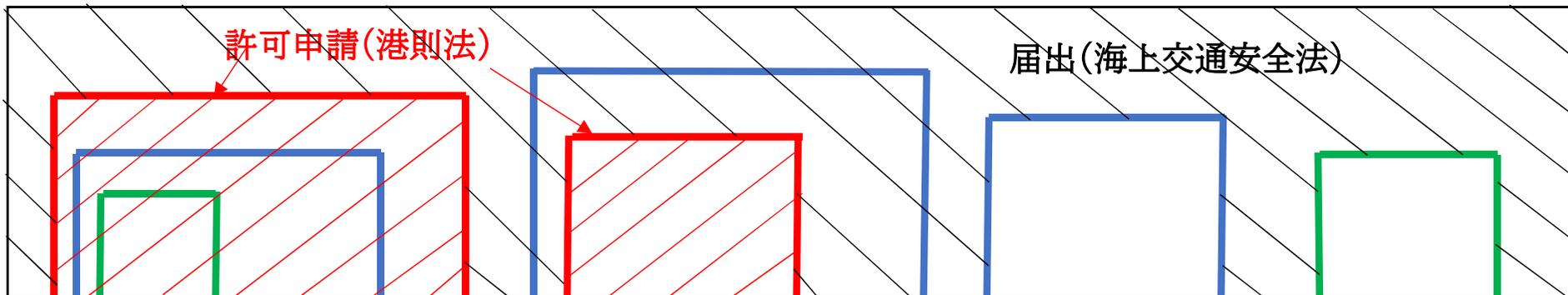
次の各号の**いずれかに該当する者は**、当該各号に掲げる行為について海上保安庁長官の許可の許可を受けなければならない。…

第41条第1項『法定航路及びその周辺海域以外の海域』

次の各号の**いずれかに該当する者は**、あらかじめ、当該各号に掲げる行為をする旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。…



【概念】



許可申請・届出は必要？

～ 法目的に照らして考える ～

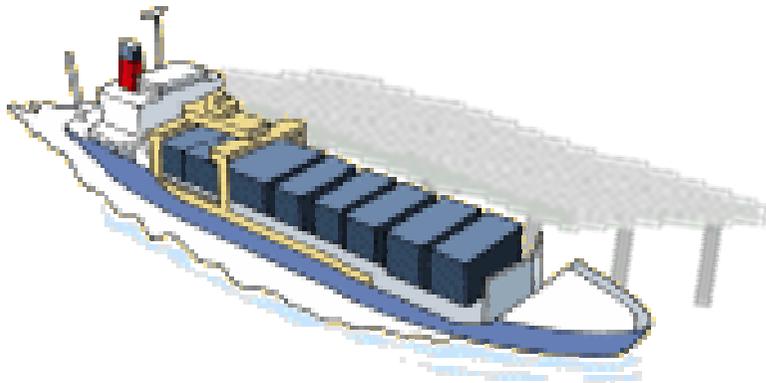


【港則法】 船舶交通の安全と港内の整とんを図る。

【海上交通安全法】 船舶交通の安全を図る。



👉 船舶交通があるか、船舶交通に影響があるか



【許可申請・届出を要しない行為例】 かししながら・・・

棧橋下における鋼管杭の現状調査(潜水作業を含む) ※ 潜水支援船を使用する場合を除く。

船体直下(船底部)のみを対象とする潜水作業 ※ 作業に専従する船舶を使用する場合を除く。

干潮時のみに施工する護岸補強工事 ※ 船舶を使用する場合を除く。

防舷材交換作業 ※ 作業船の特異な係留方法、資機材運搬船の接舷を伴う場合等を除く。

浮標灯の電池交換 ※ 作業船の係留が特異な場合を除く。 etc

その他

流出油防除のためのオイルフェンス展張、海難救助、端艇揚降訓練、任意地点における採水 etc

海上で工事等を行う場合には、(少なからずとも平時の)船舶交通に「犠牲」を生む。

- 犠牲の程度を確認し、犠牲が最小限となる対策を検討する。
- 許可申請・届出



審査に必要とする事柄

- 犠牲を最小限とすべく「気になる」点の抽出

1 目的・種類	➤【件名・主題】	何をしようとするのか？
2 期間・時間	} ➤【交通環境の把握】	船舶交通のふくそう時間帯？
3 場所・区域		可航域の有無？
4 方法		船舶交通の乱れ？
5 安全対策	➤【影響軽減策の評価】	船舶交通への配慮？

添付を求める資料

位置図、使用船舶一覧、請負契約書(写) etc



【警戒船の配備】 etc

1 目的及び種類

〇〇発注による航路浚渫のための深浅測量 ➤ 請負契約書・発注書等(写)添付

2 期間及び時間

令和〇年〇月〇日～令和●年●月●日(予備:◎月◎日～●月●日) ➤ 必要に応じ予定表(工程表)添付
日出～日没 (あるいは午前〇時～午後〇時)

3 区域又は場所

徳山下松港第3区(晴海埠頭南西方1km程度) ➤ 位置図(作業区域図)添付 ※位置特定

4 方法

.....

➤ 位置図に測線を記載

5 安全対策

関係者への事前周知・協力依頼 ➤ 誰に？

警戒態勢 ➤ 専従警戒要員の配置+接近船舶への対処方法+状況による危険回避手段
➤ 乗組員・作業員に非ず

6 その他

作業中止基準 ➤ 作業の安全性と効率性への配慮

緊急時における連絡体制 ➤ 現場責任者の配置と海上保安庁への通報手段 etc

使用船舶一覧



環境（船舶交通量と錯綜状況）

⇒ **可航水域の有無**

どれほどのエリアを必要とするか

判断基準：船型に応じた航路幅員の確保

航行する最大船舶の全長（L）以上

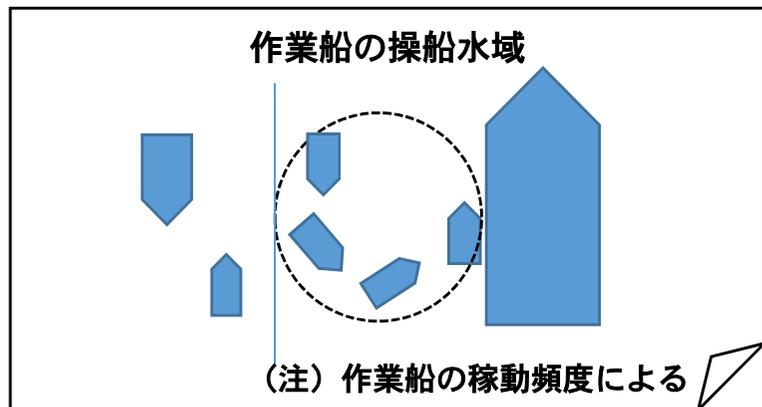
「不足」⇒ 一時的な行為の中止

方法の適確性

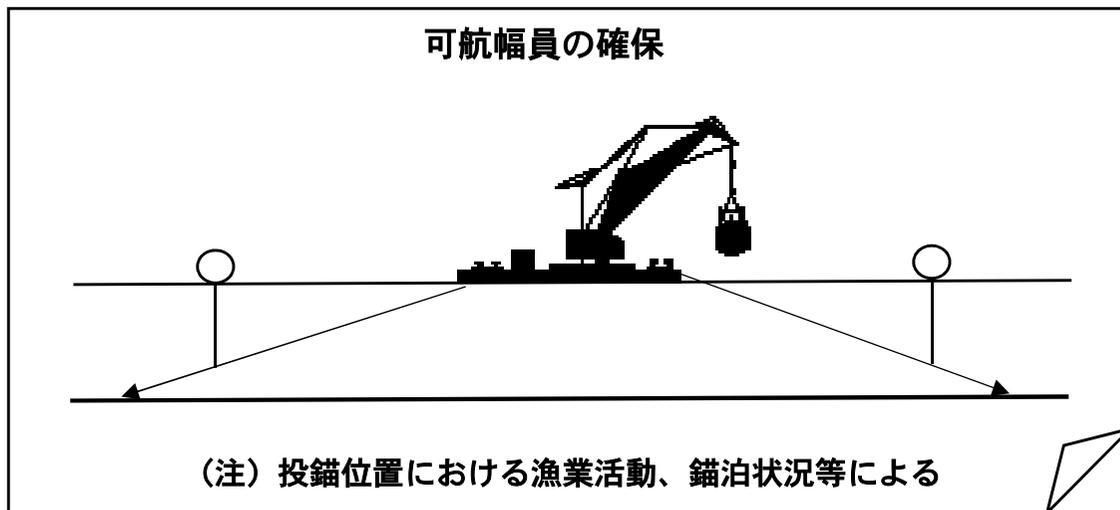
⇒ **必要最小限度の水域占用**

エリア(危険スペース)を如何に示すか

不要な水域を有しない



可航幅員の確保



他船舶に対する配慮

⇒ **危険を知らしめるべく措置**

他船舶へ如何に伝えるか

事前周知（協力要請）
工事区域の明示
警戒船の配備

短時間で行われる工事作業、沿岸域での行為などは不要と考えられる場合がある。

場所の特定

- 位置図、作業区域図

作業手順(施工フロー)

安全対策(危険防止措置)

- 関係者への周知・協力要請
- 警戒態勢
- 構築物・設置物件の保守(流出・崩壊防止対策)

その他

- 中止基準
- 安全管理体制(現場責任者による統制)
- 緊急時連絡網

さらに

- 請負契約書、発(受)注書、注文書 etc

許可申請書・届出書には、船舶交通への配慮が記されるべきである。

【区域又は場所】

- 位置図と作業区域図によって「犠牲」の程度を確認する。
 - 作業区域が必要最小限であるか否か
 - 作業区域は付近交通流に沿っているか

【期間及び時間】

- 船舶交通に照らし的確な時期であるか否かを確認する。
 - ふくそう時間帯に配慮しているか否か
- (注)必要に応じ安全対策へ記載することが一般的

【方法】

- 付近航行船舶に混乱を与えるおそれがあるか否かを確認する。
 - 作業船等の係留方法、機材の明示方法等は適当か否か

【安全対策】

- 付近航行船舶に「安心・安全」をいかに提供することができるか否かを確認する。
 - あらかじめ関係者に周知し、若しくは協力を求めることとしているか
 - 作業区域を必要に応じて標識等により示すこととしているか
 - 専従警戒要員(警戒船)によって安全誘導を行うこととしているか
 - 荒天等に伴う機材流出を防ぐ措置を講じているか



- (例1) 深浅測量
 - 測線の設定方法 ※可能な限り付近交通流に沿った測線が望ましい。
 - 測量時間帯の選定(ふくそう時間帯の回避)
 - 警戒態勢(専従見張員の配置)及び接近船舶との危険防止対策
- (例2) 潜水探査
 - 1回の探査範囲
 - 警戒態勢(警戒船の配備) ※係留(投錨)中の作業船は「操縦性能制限船」
 - 潜水夫との連絡手段及び潜水夫の退避方法
- (例3) 浚渫
 - 可航域を確保したうえでの作業区域の設定 ☞船舶交通流に沿った形状とする。
 - 警戒態勢(警戒船の配備) ※係留(投錨)中の作業船は「操縦性能制限船」
 - 作業船団の入出方法 ☞一般船舶の航行時間帯を回避する。
- (例4) 護岸補修
 - 必要最小限の作業区域の設定 ☞船舶交通流に沿った形状とする。
 - 警戒態勢(警戒船の配備) ※係留(投錨)中の作業船は「操縦性能制限船」
 - 機材の保守管理 ※荒天等への備え(一時撤去)
- (例5) 地質調査
(ボーリング調査)
 - 係留方法 ※ボーリング台船の係留後は「海上構築物」扱い ☞船舶交通流に沿った係留とする。
 - 警戒態勢(専従見張員の配置若しくは警戒船の配備)
 - 機材の明示と保守管理 ※荒天等への備え(一時撤去) ☞標識灯は四隅外方に適切な高さとする。

【共通】

関係者への周知・協力依頼、作業船・警戒船標識、警戒船への複数名乗船、接近船舶への注意喚起方法
 必要に応じた作業区域の明示 ☞沖合に面した法線には3基以上の標識(灯)の設置が望ましい。

etc

添付を求める(審査に必要とする)資料

位置図

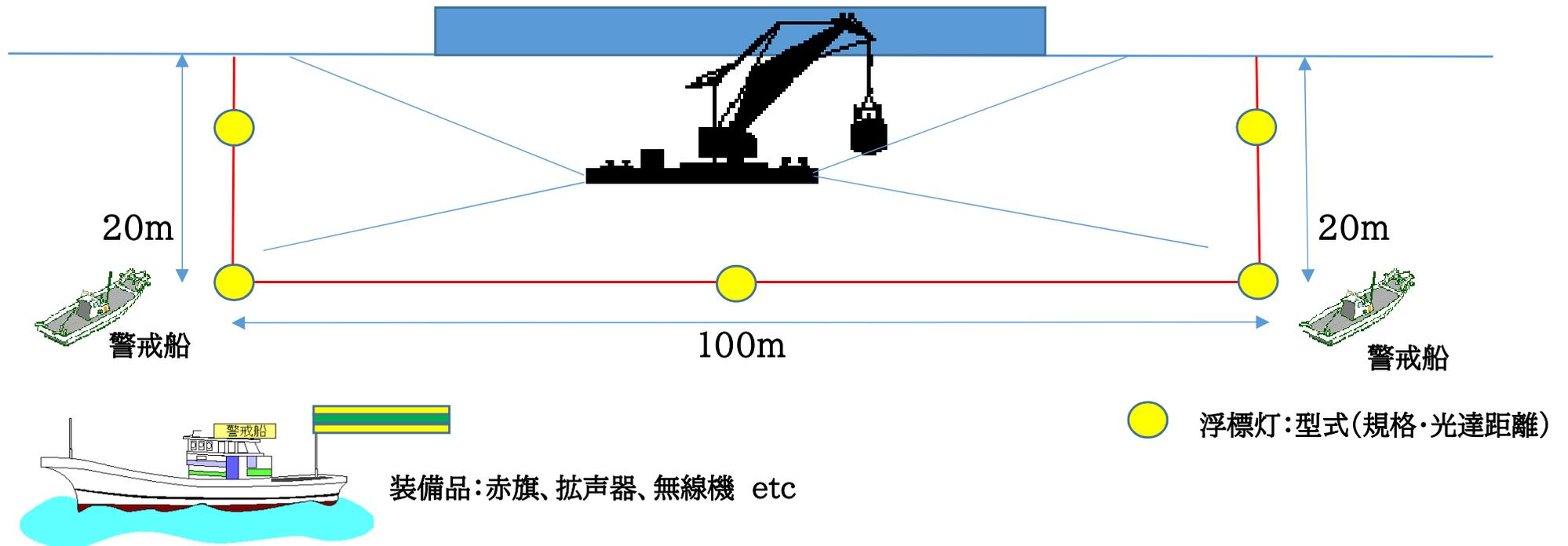
作業区域図 > 作業船係留位置、警戒船基本配備位置、浮標(灯)(型式記載)等を含む。
 ④ 浮標灯、汚濁防止膜等の設置物件には所有者名・連絡先を記すこと。

側面図・断面図 ※ 岸壁築造等構造物を建設・設置する場合に限る。

請負契約書・発注書 > 発注者と受注者の関係が明らかとなる書類

※ 船舶検査証書・手帳 海技免状・小型船舶操縦免許証 同意書 等は不要

作業区域図作成例(護岸補強工事) ※ 位置図余白部に掲載することも可



㊦ 警戒船

専従警戒要員〇名をそれぞれ配置した警戒船を〇隻配備のうえ、接近船舶を認めた場合には、拡声器、赤旗等を使用して注意を促す。また、状況により作業を一時中止し衝突の危険を回避する。

必須：警戒船であることが周囲に認識できるよう、警戒船標識の掲揚等適切な表示を行う。

㊦ 使用船舶一覧 例：潜水探査

用途	船名	総トン数	長さ×幅×喫水	検査番号	検査有効期限	乗組員数	連絡先
潜水作業船	うみまる	4.9トン	12×1.8×1.2m	291-11111	R6.11.29	5	090-1234-5678
警戒船	海保丸	4.8トン	10×1.5×1.0m	270-22222	R7.11.29	3	080-8765-4321
			⋮				

(各船は無線機を携帯している。)

㊦ 専従警戒要員

海保 太郎 S48.11.29生 受講証明書(業務) H25.11.29 徳山第1111号

㊦ 緊急時連絡網作成にあたっての留意点

- 現場責任者の「正」と「副」の配置 (注)警戒業務管理者を配置する場合も含む。
- 現場責任者を中心とした連絡網の作成 ※現場責任者・警戒業務管理者・警戒船乗組員は無線機必携
- 連絡網に掲載すべき関係者 ➤ 現場責任者、発注者、受注者(申請者)、警戒従事者、海上保安庁(118)、その他
- 現場責任者から海上保安庁への直接通報
- 連絡網の現場責任者等に記すべき連絡先 ➤ 携帯電話番号 (注)陸上事務所は常に連絡が取れる手段必須

船舶検査証書 (例)

第1-10号

船種及び船名	船舶番号、船舶検査機関の番号及び船舶検査番号	船籍港又は定係港
汽船 安 全 丸	第230-86345号	東京都千代田区
総トン数又は船の長さ	用 途	船 舶 所 有 者
5トン未満 (7.47メートル)	プレジャーモーターボート	船 舶 太 郎
航行区域又は従業制限 <small>（航行区域に指定する場合はこれにてはならない）</small>	沿海区域 ただし、 (1) 千葉県勝浦灯台から135度に引いた線と、神奈川県剣埼を経て、静岡県焼津港小川北防波堤灯台から170度に引いた線の間における本州、東京都大島の各海岸から20海里以内の水域及び東京都新島北端から半径20海里以内の水域、 (2) 本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から5海里以内の水域、並びに、 (3) 船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。	
	最大とう載人員	7人
	船 員	1人
	その他の乗船者	0人
計	8人	
制限気圧		
その他の航行上の条件	日没から日出までの間の航行を禁止する。	
有効期間	平成34年1月4日 まで	
船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。 平成28年1月5日 (東京) 日本小型船舶検査機構 		

使用船舶は適当か？

漁船登録票は無効

← 航行可能？

← 専従警戒要員・作業員数は？

← 日出～日没の作業では？

← 要確認！！

(おまけ1) 区域表示 ～ 海図へ記載するための配慮 ～

【方位・距離による区域表現】

○○灯台から●●度●●分●●●m

同一海図(大縮尺図)に存在する最も近距離にある著名不動物標を基点とする。

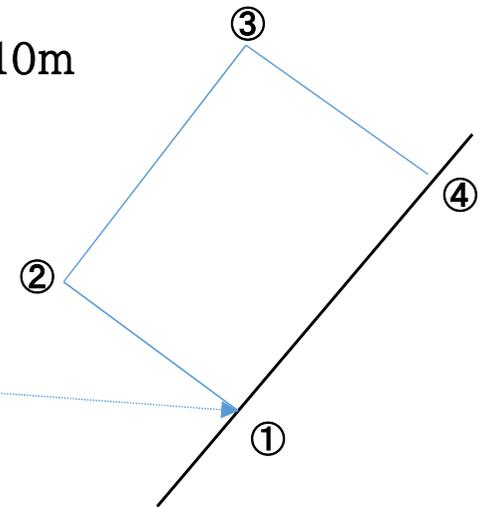
30分を方位の単位とする。➤ コンパスの一目盛:1度

海図距離尺:最小目盛の半分を距離の単位とする。➤ 一目盛:20mならば10m

基点:○○灯台

① 基点から	度	m
② ①から	度	m
③ ②から	度	m
④ ③から	度	m

○○灯台



基点から最も近い陸岸と区域の接点を①とし、順次④(反対側の陸岸と区域の接点)まで結ぶ。

【測地系:緯度・経度を用いる表現】 (適応できるもの)

- 地点表示 (採水ポイント など)
- 広範囲となる区域表示 (航路浚渫、測量 など)

(おまけ2) 作業中止基準 ~ 作業の安全性・効率性への配慮 ~

【(あくまでも)目安】

※ 一般的に使われている数値

風速：10m/s以上

波高：1m以上

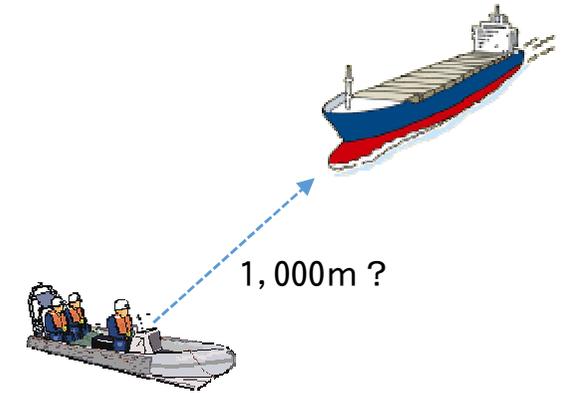
視界：1,000m未満



操船が困難視される気象・海象



接近船舶の動静が確認できる距離
(監視可能距離)



【ポイント1】 風速・波高は、小型警戒船の耐航性にも留意が必要！

(注目)作業船団のうち最小船舶をベースに考える。

【ポイント2】 視界は、船舶の運動性能(最短停止距離や旋回径)にも配慮が必要！

(注目)接近船舶を回避限界線に到達させないようにする。

危険海域(工事区域)への進入を阻止できる限界

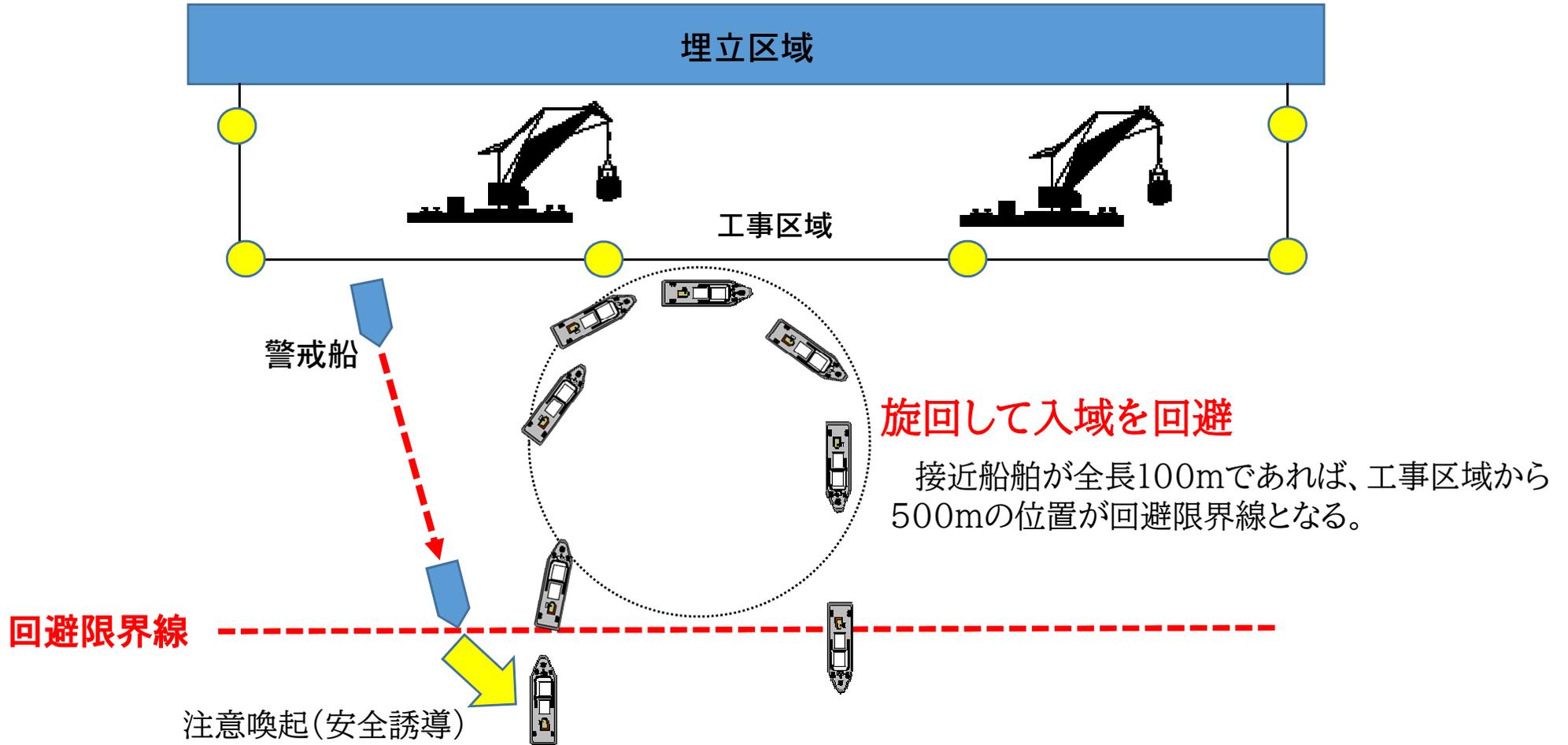
最短停止距離：概ね全長×10



海域特性(航行環境)や作業内容に応じて・・・

- ☞ 波高 1m程度の環境の中で、水質調査が可能かどうか？
- ☞ 栈橋 周囲で行われる工事作業であるにもかかわらず・・・

(おまけ3) 回避限界線 ～ 接近船舶への配慮 ～



接近船舶・警戒船速力によって、警戒船の配備位置・隻数が変化する。
 また、多方向からの接近船舶が予想される場合は、警戒船を増強配備させる必要がある。

(おまけ4) その他

☞ 毎日のミーティングの励行 ➤ 警戒船乗組員を含む。

- ☞ 警戒船乗組員を含む関係者の健康状態の把握
- ☞ 当日の作業スケジュール(警戒船・乗船者の交代時期を含む)、航行船舶の予定 etc
- ☞ 気象・海象情報の共有
- ☞ 作業船・警戒船その他使用船舶の状況と装備品(特に警戒船)の確認
- ☞ 実施中における緊急事態発生時等における報告要領 etc

☞ 許可内容の変更 ➤ 港内作業(工事)許可内容変更許可申請書

- ☞ 使用船舶の変更は、作業区域が拡大されない限り「使用船舶変更届」で足りる。
- ☞ 変更を認めた場合には、手続き(申請)前に海上保安部へ速報すること。

- 1 目的及び種類 ➤ 当初の許可申請書記載内容
- 2 許可年月日及び許可番号 ➤ 例:令和5年11月1日第230号
- 3 変更内容 ➤ 例:工期延長 (旧)令和5年11月20日～令和5年12月20日
(新)令和5年11月20日～令和5年12月30日
- 4 変更理由 ➤ 例:作業中止基準を上回る荒天が続いたため
- 5 その他 ➤ 新たに講ずる安全対策等

☞ 工事等の完了通知 ➤ 電話連絡で可

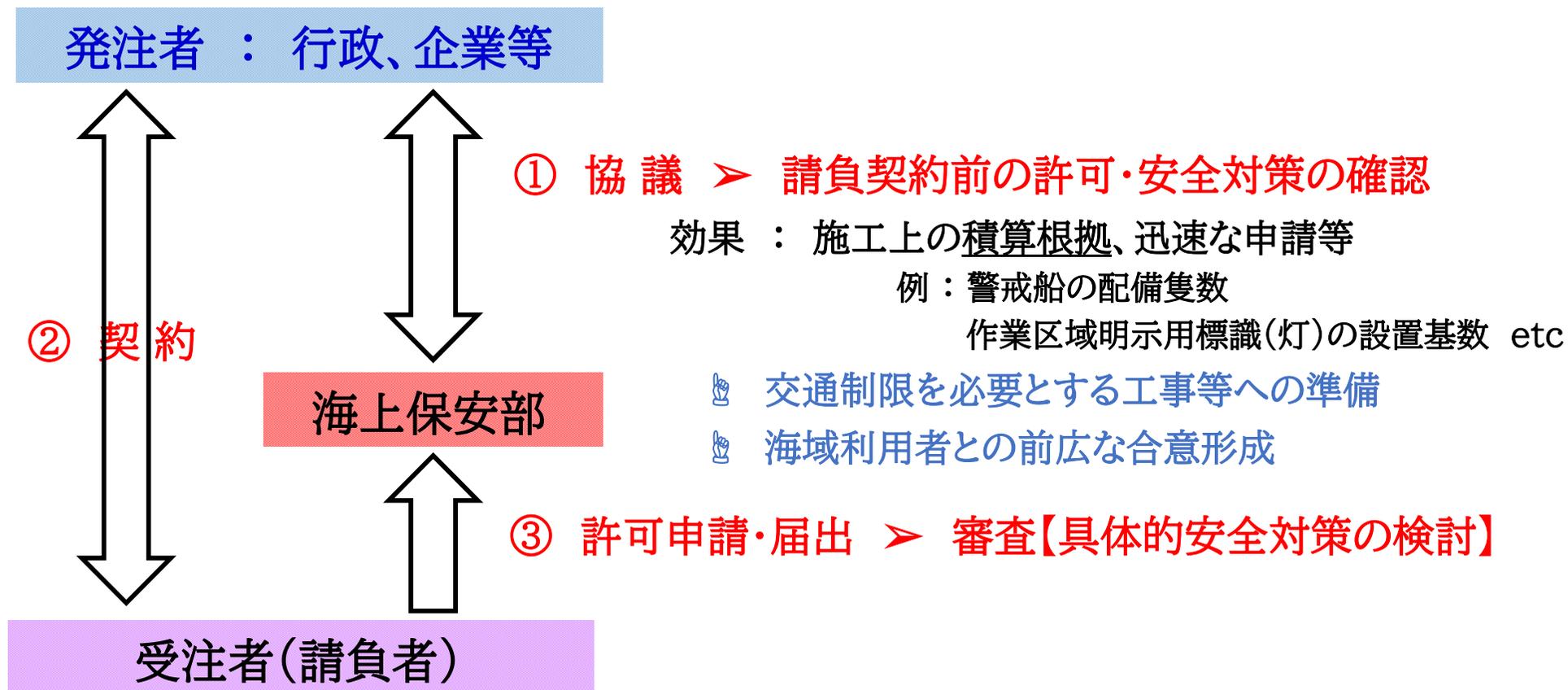
【工事と作業】 将来に痕跡を残すか否か

痕跡を残す ➤ 岸壁、防波堤の建設 etc ➤ 工事

痕跡を残さない ➤ 深淺測量、磁気探査 etc ➤ 作業

(注) 定置網、潮流観測機器等の一時的設置 ➤ 作業

【事前協議の意義】



「協議」(事前相談)をより意義あるものに・・・

協議は、海上保安庁の意思をあらかじめ把握できる有益な手段である

- 1 協議日時について先方(海上保安部)と調整する
当庁担当者が100%協議に応じることができる環境を整える。
- 2 用件(協議内容)をおおまかに伝える
予習や対応方針の道筋作りは、協議の効果を上げる要因である。
- 3 概略図を準備する
船舶交通流の変化を探るために有効であり、議論が充実する。
- 4 できるかぎり複数名で臨む
個人でありがちな「思い込み」が払拭できる一方、視野が広がる。
- 5 納得するまで説明を求める
自らが納得することで、請負契約が円滑に進む。
- 6 重要と思われる発言・聴取内容は必ずメモする
以後の錯誤を防ぐことができる。
- 7 今後のスケジュールを確認する
双方の歩調が合えば、事務処理の円滑化・迅速化に資することができる。



【審査基準・標準処理期間】 ～ 行政手続法上の情報開示 ～ (行政側に課された義務)

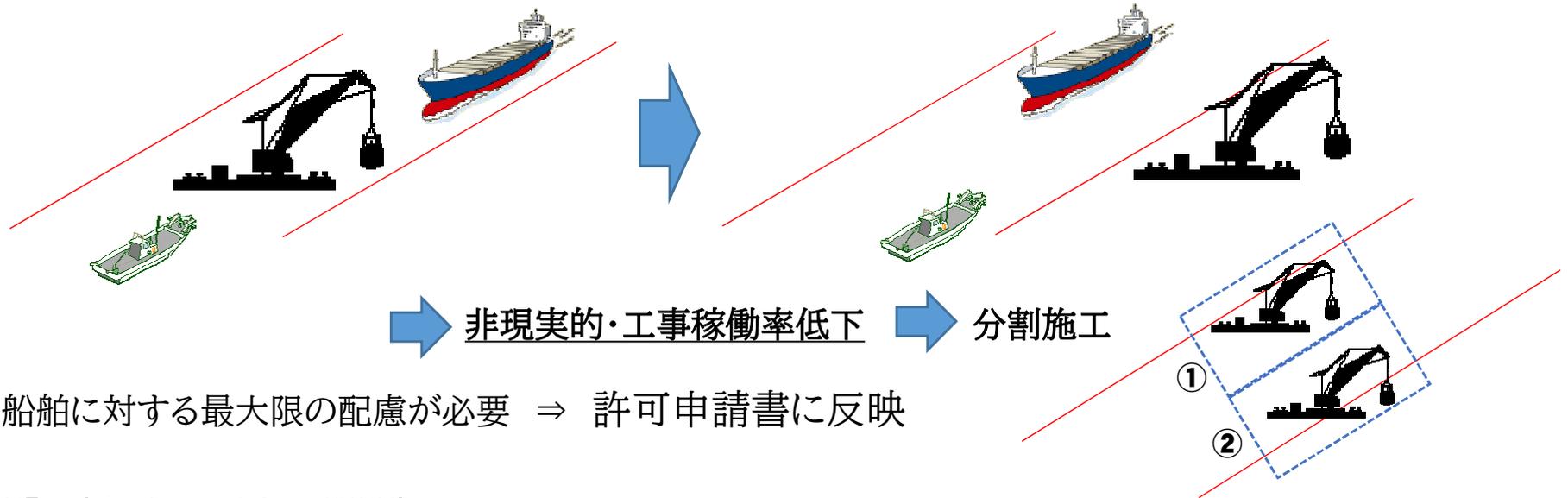
【審査基準】

当該申請に係る行為が次のいずれかに該当すること。

- (1) 許可に付された条件や指導事項を遵守することにより、船舶交通の妨害となるおそれがなくなると認められること。
- (2) 災害の復旧その他公益上必要やむを得ず、かつ、一時的に行われるものであると認められること。

「船舶交通の妨害」 当該海域を航行する船舶が通常の注意を払っても通常の航行方法を困難にすること。

(1)の趣旨： 可航域が不足する環境において、一時的に行為を中止する等の対策を講ずれば…。



【標準処理期間】 (審査に要する期間)

1か月以内

申請が遅延した場合、関係者への事前周知・協力要請が期待できないおそれが…。
 (注) 工期延長は許可された工期内にあってできるかぎり早期に手続きを執るべき!